

## 安城市養護老人ホーム移譲先法人公募に関する質問・回答

### ・平成29年6月2日更新分（公募説明会時 質問・回答）

Q 1	平成28年度実績見込みの措置収入は、平成29年の措置費と捉えてよいか。
A 1	平成28年度の入所者は30～32名で推移しており、それにとまなう実績である。本日現在の入所者は29名である。
Q 2	現在の職員配置は、パンフレットに沿った配置か。
A 2	現在は人員基準を上回った配置である。例として、支援員は嘱託を含み常勤換算5.8、栄養士は常勤で1人いる。人員基準でみたものよりは、運営費ベースが大きくなっていると捉えられる。
Q 3	備品の譲渡について、特殊浴室にある浴槽の設備等は譲渡の対象になるのか。
A 3	車両とパソコン類等以外は譲渡対象とする予定である。
Q 4	居室54室中で、養護用で50室、市事業受託用で残り4室以上とあるが、入所希望者がいても4室は市事業のために空けてかないといけないか。
A 4	お見込みのとおり。
Q 5	個室化にあたり、現入所者数を定員50名程度にする計画や配慮はあるのか。
A 5	来年4月に譲渡予定であるが、居住したままでの改修工事となるため、思うような入所者確保が難しいと予想される。その期間においては、可能な限り運営補助する予定である。
Q 6	現在、入所待機者はいるか。
A 6	入所予定者はいるが、入所待機者はいない。措置は基準に沿って行うため、本市の措置者が急に増える想定はしていない。
Q 7	過去数年間の入所者推移、他市との措置入所者数の内訳はないか。また、現状数が推移するのか、又は増える見込みがあるのか。
A 7	<p>昨年度の入所者は30～32人程度で推移したが、昨年は比較的近年では多いほうといえる。現在の入所者内訳として、他市町村からの措置者は、<del>2名</del>各のみである。入所者の増加見込みについては、法人によって、例えばどの程度の介護状態の方まで受け入れ可能かにもよる。</p> <p><u>過去数年の措置者の推移は、市ウェブサイトに資料掲載を別途行う。</u></p> <p><b>※ 回答訂正</b>  <b>【正：2名】←【誤：1名のみ】</b></p> <p>公募説明会において人数の説明に誤りがありました。本回答をもって訂正とさせていただきます。</p>

## 安城市養護老人ホーム移譲先法人公募に関する質問・回答

Q 8	市の助成⑤で言った措置費用事務費分の単価は131,400円で間違いはないか。
A 8	<p>特定施設ではない30～40人の単価での試算である。                  単価は131,300円<del>131,400円</del>である。</p> <p><b>※ 回答訂正</b>  <b>【正：131,300円】 ← 【誤：131,400円】</b></p> <p>公募説明会において本単価の説明に誤りがありました。本回答をもって訂正とさせていただきます。</p>
Q 9	開設時には50人分の人員配置は必要か。
A 9	<p><b>≪説明会時、回答保留項目≫</b></p> <p>市からの運営移管ではあるが、法人としては新規設置となるため、職員配置基準における入所者の数は、推定数となる(※)。推定数は、定員の9割算定であるため、45人分の人員配置が必要である。<i>(愛知県高齢福祉課確認済。)</i></p> <p>※ 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第12条第3項を参照。</p>
Q 10	要介護等の入所者が3分の1程度であるなか、現在特定施設ではないが、今後外部サービス利用型での運営の可能性はあるか。
A 10	移譲時において、特定施設とする前提はない。特定施設の指定ということになると、いわゆる圏域会議に諮る必要があるなど不確定要素も多いため、移譲時の特定施設指定は不可としている。ただし、将来にわたって全てを否定するものではない。将来的な実施は、移譲後に協議のうえ、決定していくこととなる。
Q 11	敷地内に別の事業所、施設を併設してもいいのか。
A 11	現在は、養護としての利用のみを考えている。市街化調整区域ということもあり、実際併設施設の建設運営は難しいと思われる。
Q 12	敷地内における併設施設の運営の可能性が出た場合は、実施してもよいか。
A 12	現時点では、養護老人ホームとしての単独施設での移譲としているため、他事業の実施、併設施設の設置は市では計画していない。
Q 13	都市計画法上の許可は必要か。またこれまでの許認可の書面や建築の確認申請書類はあるのか。
A 13	市施設から、民間社会福祉法人による民設民営の運営形態になるため、開発許可が必要となる。建築確認等のためこれまでの建築関連資料が必要な場合、提供可能なものは提供する。

## 安城市養護老人ホーム移譲先法人公募に関する質問・回答

### ・平成29年6月22日更新分

Q 1 4	養護老人ホームの耐震工事は完了（不要）しているか？
A 1 4	現行の耐震基準は満たしている。（昭和63年10月に着工。平成元年9月に開所。併設の旧安城市南部デイサービスセンターも同様。）
Q 1 5	設備の大規模な工事履歴の記録は閲覧できるか？
A 1 5	大規模な工事書類の閲覧は可能。（閲覧時は、事前連絡をすること。） また、設備等における大規模な工事履歴は以下のとおり。 ・安城市南部デイサービスセンター増改築工事（平成11年度） ・人にやさしい街づくり事業改修工事（平成17年度） ※居室棟2階の洋室化、多目的トイレの設置など ・空調設備（空冷ヒートポンプチラー）更新工事（平成22～24年度） ・エレベーターユニット更新工事（平成26年度）
Q 1 6	改修補助金として算出された 189,000 千円で可能となる個室化をした場合の青写真（図面）は閲覧できるか？
A 1 6	閲覧は可能。
Q 1 7	建物は20年後、どうなるか？（「土地の無償貸与が終了」との関係は？）
A 1 7	建物は無償譲渡を行うため、20年経過後も建物の所有権は移譲先法人が有することとなる。 なお、現時点では、20年経過後も継続的に事業を実施していただく方針であり、その前提であるが、土地の無償貸与期間終了後の契約は、貸与期間終了前に期間更新等の協議を市と行い決定するものとする。 ※本事項の詳細は、移譲先法人決定後に締結する協定に盛り込む予定である。

### ・平成29年7月5日更新分

Q 1 8	建物図面について、CADデータでの提供は可能か？
A 1 8	可能である。本日（7月5日）に安城市ホームページ「望遠郷」の本公募に係るページ中「移譲施設の概要」の項目へCADデータを掲載したので、ダウンロードのうえ利用されたい。

## 安城市養護老人ホーム移譲先法人公募に関する質問・回答

Q 1 9	公募説明会資料中にて、措置費収入（平成 28 年度実績見込 67,810 千円）という金額が記載されているが、公開されている安城市社会福祉協議会の養護老人ホームの拠点区分事業活動計算書における、老人福祉事業収入（その他の事業収入）と大きく異なっているのはなぜか？
A 1 9	現在の養護老人ホームは市の施設であるため、措置費収入は市の収入としている。一方、運営管理については、市から安城市社会福祉協議会に指定管理委託を行っており、当該老人福祉事業収入（その他の事業収入）は、市から安城市社会福祉協議会への指定管理委託料であるため、公募説明会資料の措置費収入とは異なっている。
Q 2 0	1 年目及び 2 年目は補助金が支給される記載があるが、それ以降の収入は措置費収入のみとなるのか？
A 2 0	お見込みのとおり。

### ・平成 29 年 7 月 27 日更新分

Q 2 1	公募説明会資料に記載の運営補助について、算定根拠を明示してほしい。 また、同箇所の（例 1）入所人員 30 名で一定の際でも、補助金額が初年度、2 年目の年度で変動している理由を示してほしい。
A 2 1	補助金額算定根拠は、公募説明会資料のとおりであるが、算出式を示すと以下のとおりである。なお、改修着手を 4 月、改修完了を 9 月末とし、市の認める期間を 18 か月として算出している。※千円未満は切り捨て。 【例 1】 $(131,300 \text{ 円} \times 15 \text{ 人} \times 18 \text{ か月}) + (131,300 \text{ 円} \times 15 \text{ 人} \times 6 \text{ か月} \times 1/2)$ 【例 2】 $\{131,300 \text{ 円} \times 2 \text{ か月} \times (15 \text{ 人} + 14 \text{ 人} + 13 \text{ 人} + \dots + 7 \text{ 人})\} + \{131,300 \text{ 円} \times 2 \text{ か月} \times (6 \text{ 人} + 5 \text{ 人} + 4 \text{ 人}) \times 1/2\}$ また、入所者数が一定の際でも補助金額が変動している理由は、上記算出のとおり、2 年目後半の補助率を 2 分の 1 で設定しているためである。  なお、例示の補助金額における基準額は、「① 現在の措置費の基準から算出しているため、実際の補助金交付時点の措置状況によって変動する可能性があること」、「② 市議会の議決が前提であり、予算の範囲内での交付となることから、補助金の基準額等については、増減を含めた変更の可能性があること」、「③あくまで基準額であるため、補助上限額としては養護老人ホームの運営をするうえで計上される措置費などの補助以外の全収入と運営経費の実績額との差分となること」に留意されたい。

## 安城市養護老人ホーム移譲先法人公募に関する質問・回答

### ・平成29年8月8日更新分（最新更新分）

Q 2 2	<p>収支決算書とは、法人単位事業活動計算書のみでよいか。          その他、法人単位資金収支計算書、法人内訳表、附属明細書は、提出の必要は無いか。</p>
A 2 2	<p>提出書類一覧表における          「3-⑥」財産目録・過去3年間の貸借対照表          「3-⑦」過去3年間の事業報告書・収支計算書の詳細については、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資金収支計算書、資金収支内訳表</li> <li>・事業活動計算書、事業活動内訳表</li> <li>・貸借対照表、貸借対照表内訳表</li> <li>・財務諸表の注記（法人全体・その他該当があるもの）</li> <li>・財産目録</li> <li>・事業報告書</li> <li>・養護老人ホームに係る拠点区分別「資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表」（養護老人ホームを運営している場合のみ）</li> </ul> <p>※附属明細書がある場合、該当する附属明細書も提出すること。          ※過去3年間分を提出すること。</p>